

※以下の書類を添えてお申込みください。

①申請者の個人番号カードまたは個人番号通知カード(および運転免許証・パスポートなど身元を確認できるもの)

注:申請者ご本人が申込みに来られない場合は委任状が必要です。また、その場合は申請者の個人番号通知カード(写し可)と代理人の方の身元を確認できるものも必要です。

注:個人番号通知カードは記載事項に変更がないもの、または正しい手続きがとられているもののみ利用できます。

②施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

③保護者(父・母など)がお子さんの保育を必要とすることを証明する書類

※お子さんが保育を必要とすることを証明するものです。提出がない場合は支給認定および入所承諾ができません。

就労証明書	就業・内職のため保育が必要な方
	育児休業から復帰するため保育を必要とする方
	自営業・自営業手伝いのため保育が必要な方 (個人事業主又はその同居家族と一緒に自営業をしている場合) ※自営業であることがわかる書類を添付 店舗がある場合…開業届、登記事項証明書、営業許可証の写し 店舗がない場合…確定申告書の写し、事業名称・所在地・事業内容がわかるパンフレットやホームページ等
入所理由申立書(求職中)	求職のため保育を必要とする方 ※ハローワークの受付票のコピーを貼付 ※入所日の1か月以内に就労できない場合は退園となります。
入所理由申立書(非就労者用)	出産・障がい・病気・看護(同居親族)・就学のため保育を必要とする方 ※母子手帳のコピー・診断書・在学証明書・時間割などを貼付

用紙が足りない場合はコピーをしてご使用ください。
(用紙の色は不問)

現住所・連絡先(未転入の場合)

〒 _____
TEL (_____) _____
※転入予定日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※65歳未満の祖父母等が同居している場合で、保育を必要とする理由がある方については、就労証明書などの提出をお願いします。(入所児童選考時に考慮します。)

④口座振替依頼書 ※3歳未満児(認定こども園・小規模保育事業所は除く)

…(注)多治見市内に支店のある金融機関のみ口座引落ができます。

⑤乳幼児の状況

…入所希望児童1人につき1枚。児童の面接の際に使用します。